

岐阜県公報

号外(一) 平成二十年六月十六日

目次

告示

産業廃棄物処理施設の設置許可の申請

(廃棄物対策課)

ページ
一

告示

岐阜県告示第四百四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示し、当該設置許可申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書(氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る。)を提出することができる。

平成二十年六月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
愛知県名古屋市中村区名駅二丁目二九番一六号
フタムラ化学株式会社
代表取締役 友田 喜夫
- 二 産業廃棄物処理施設の設置場所
岐阜県大垣市本今五丁目一四八番五 外七筆
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第七条第三号に該当する施設)
廃油の焼却施設(令第七条第五号に該当する施設)
廃プラスチック類の焼却施設(令第七条第八号に該当する施設)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成二十年六月十六日

その他の産業廃棄物の焼却施設（令第七条第十三号の二に該当する施設）
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類及び紙くす

五 設置許可申請年月日
平成二十年三月二十八日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

1 縦覧の場所

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 岐阜県岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県西濃振興局環境課 岐阜県大垣市江崎町四二二番三

大垣市生活環境部環境衛生課 岐阜県大垣市丸の内二丁目二九番地

2 縦覧の期間及び時間

平成二十年六月十六日（月）から平成二十年七月十五日（火）までの午前九時三

十分から午後四時三十分まで（県及び大垣市の機関の休日を除く。）

七 意見書の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成二十年六月十六日（月）から平成二十年七月二十九日（火）までの午前九時

三十分から午後四時三十分まで（県の機関の休日を除く。）ただし、郵送による場

合は、平成二十年七月二十九日（火）までの消印のあるものに限って受け付けるもの

とする。

2 提出先

岐阜県環境生活部廃棄物対策課（〒五〇〇 八五七〇 岐阜県岐阜市藪田南二丁

目一番一号）又は岐阜県西濃振興局環境課（〒五〇三 〇八三八 岐阜県大垣市江

崎町四二二番三）

平成二十年六月十六日印刷
平成二十年六月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）